

## 斐伊川タイムライン検討会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「斐伊川タイムライン検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、台風等による風水害で起こり得る斐伊川水系大規模氾濫時に備えて、斐伊川タイムライン(防災行動計画)を検討することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 検討会は、次の事項について所掌する。

- (1) 検討会の構成機関を対象とした斐伊川水系における風水害による大規模氾濫時に備えたタイムライン(防災行動計画)の検討
- (2) その他必要な事項

(組織構成)

第4条 検討会は、別紙に掲げる機関により構成する。

- 2 検討会に、座長を置くものとする。
- 3 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。

(ワーキンググループの設置)

第5条 検討会には、ワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置する。

- 2 WGでは、タイムラインに関する他河川の事例収集や、各機関の行動計画等を協議・調整し、その成果を検討会に報告するものとする。

(検討会の招集等)

第6条 検討会は、座長の招集により開催する。

- 2 座長は、必要に応じて検討会に構成機関以外の機関等の出席を求めることができる。

(公開)

第7条 検討会及び検討会配布資料は原則として公開とする。ただし、検討会に諮り非公開とすることができる。

- 2 検討会における議事要旨は、検討会后、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所のウェブサイトに公開するものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、別紙に掲げる機関で構成する。

2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第9条 本設置要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会で定める。

(附則) 本設置要綱は平成30年3月29日から施行する。

## 別紙

### 斐伊川タイムライン検討会 組織構成及び事務局

#### ○座長

松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 教授 浅田 純作

#### ○構成機関

松江市
出雲市
雲南市
島根県警察本部
(一社)島根県LPガス協会
NTT西日本 島根支店
西日本旅客鉄道(株) 米子支社
一畑電車(株)
一畑バス(株)
中国電力(株) 出雲電力所
日本海テレビジョン放送(株)
日本放送協会松江放送局
山陰中央テレビジョン放送(株)
(株)山陰放送
山陰ケーブルビジョン(株)
出雲ケーブルビジョン(株)
ひらたCATV(株)
雲南市・飯南町事務組合 (CATV)
(株)エフエム山陰
(株)エフエムいずも
陸上自衛隊 出雲駐屯地
島根県
松江地方气象台
国土交通省 中国地方整備局

#### ○事務局

松江市
出雲市
雲南市
松江地方气象台
国土交通省 出雲河川事務所